

平成28年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			第三者の意見	意見への対応
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	評価		
I 農畜水産物の安全性の向上	2 農業の適正使用等の総合的な推進	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>1 事業の必要性</p> <p>東京都内には5,967件(平成29年3月末現在)の農業販売者による届出があり、小売、卸売を問わず、販売者が集中している。また、都の農業生産は少量多品目栽培であることや、農地や樹木は市街地にあり、住宅地と隣接した中で農業を散布しなければならぬことから、農業の適正使用や飛散防止は重要な課題である。</p> <p>このような状況下で、農業の適正使用や取り扱いに対する関心も高いことから、立入検査を重点的に実施している。重ねて、リーフレットの作成や講習会の開催を実施、農業管理指導士の認定を通して、農業の適正販売・使用を推進する。そのために、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 農業管理指導士の養成及び資質向上のための研修会の開催</p> <p>(2) 農業使用者を対象にした安全・適正使用講習会の開催</p> <p>(3) 農業残留確認調査</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>(1) 不適切な販売の発生割合</p> <p>過去3年間(平成25～27年度)に実施した農業販売店の立ち入り検査では、不適正な販売実績が平均で6.3%(平成27年度3月末時点)であった。平成28年度の目標値は、過去3年間の平均6.3%(平成28年度12月末時点)から0.3ポイント削減し、6.0%に設定した。</p> <p>(2) 不適切な使用の発生割合</p> <p>都内ゴルフ場全22件について、農業の使用計画書及び使用報告書を確認し、不適切な使用の実態把握を行っている。そのうち、立入検査は年間2件を目標とし、不適切な使用の減少を図っていく。</p>	592,000	6.0%	15%	90%	A	<p>農業の不適切な販売割合の目標値は6.0%に対し、実績は15%となったため、目標値を達成できなかった。不適正の内容は、農業販売店の変更届の未提出、不適正表示、帳簿未記載などで、無登録農業の販売などは見受けられなかった。</p> <p>農業の不適切な使用割合の目標値は、0%に対し、実績は0%で目標を達成できた。都内ゴルフ場22件のうち2件の立入をおこなったが、どちらも適切に使用されていた。</p> <p>農業販売店及びゴルフ場への立入検査の際、東京都は農業販売業者等に対してパンフレットなどにより、農業の適切な管理について指導しており、農業の適正管理に関する意識の向上に寄与した。</p> <p>また、農業安全講習会・農業管理指導士養成研修会等の実施により、農業使用者に対する農業の適正・安全使用の周知徹底が図られ使用者の意識は着実に向上しており、今年度の事業の目的を達成したと考えられる。</p>	<p>本事業は、消費者や議会の「食の安全・安心」に対する強い要望に応える基礎となるものであり、極めて重要である。東京都の農業販売業者数5,967のうち、立入件数も322件と努力している。不適切な販売は前年度より高率であったが、重大な事故に至るケースは認められなかった。また、本事業メニューの講習会・研修会や農業残留確認調査も当初計画通り、着実に実施され、農業販売者、使用者の資質向上に貢献していると判断される。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし		
	3 畜産物の安全性の確保	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>1 事業の必要性</p> <p>平成13年9月に国内で発生した牛海綿状脳症(BSE)を契機に、その発生を防止するため、牛や豚などの反芻動物に肉骨粉等の動物由来タンパク質を給与することが禁止されている。生産段階における畜産物の安全性を確保するため、都内の牛飼養農家に対する巡回指導を実施するとともに、牛用飼料中の肉骨粉等抽出検査を行い、給与飼料の管理の適正化を図る。</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>目標値の設定については、前年、不適正な事例の発生が無かったことから、立入検査等の実施とした。</p> <p>(1) 現状(平成27年度)</p> <p>①検査対象施設数:53件</p> <p>②立ち入り検査対象事業場数:(平成26年の畜産農家及び飼料製造業者等の施設数)現状(%)=(①/②)×100=(53/1,889)×100=2.8</p> <p>(2)事業実施後(平成28年度)</p> <p>①検査対象施設数:42件</p> <p>②立ち入り検査対象事業場数:(平成27年の畜産農家及び飼料製造業者等の施設数)現状(%)=(①/②)×100=(42/1,456)×100=2.9</p> <p>※27年度までは、都内に工場がなく立入のできない事業所も含んでいたため、28年度計画から外したので事業者数が減っている。</p>	<p>事業の成果</p> <p>事業実施内容</p> <p>巡回点検実施数 14戸</p> <p>飼料抽出検査 33検体</p> <p>不適正農場数 0戸</p> <p>達成度</p> <p>[目標値](%)=2.9%</p> <p>[実績](%)=立ち入農場数/検査対象農場数×100=(46/1,456*1)×100=3.2*</p> <p>達成率(%)=[実績]/[目標値]=3.2/2.9×100=110.3*</p> <p>*1-27年度までは、都内に工場がなく立入のできない事業所も含んでいたため、28年度計画から外したので事業者数が減っている。</p> <p>*2-増数処理した数値を記載</p> <p>[立入の内訳]</p> <p>牛飼養農家14戸、飼料製造業者32戸</p>	42,638	2.9%	3.2%	110.3%	A	<p>東京都において違反事例は見られず、本年度も巡回点検による農家指導と飼料抽出検査を計画的に行い、全ての検体に肉骨粉の混入は無いことが確認された。OIEにより、我が国が『無視できるBSEリスクの国』に認定されているが、本事業は縮小方向であり、また、牛飼養農家数も減少しているが、適切な立入と検査の実施により目標値を達成し、一定の効果があったと評価する。</p>	<p>東京都は他県と比較し、牛飼養農家が少なく、飼料製造業者数も少ない。しかしながら検査の結果、不適正農場数が全くないことは評価に値すると考える。全国的に近年、国内BSEの発生は認められないが、引き続き、監視を怠らぬことが感染症の蔓延防止対策として重要である。</p> <p>来年度も同様な監視体制が行われることが望まれる。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし	
	1 家畜衛生の推進	東京都	<p>事業の必要性及び目標値の考え方</p> <p>1 事業の必要性</p> <p>近年、口蹄疫、牛海綿状脳症及び高病原性鳥インフルエンザ等重要な伝染性疫病が、継続的に発生し、畜産経営だけでなく、都民の生活にも大きな影響を与えている。家畜の生産性及び衛生管理の向上並びに生産段階における畜産物の安全性を確保するため、家畜衛生に関する各種調査、検査並びに情報収集等を行い、畜産農家に対する衛生管理技術の普及・啓発及び指導を実施し、伝染性疫病の発生割合の低減を図る。</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病の発生件数及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疫病の発生件数の和の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度の算定</p> <p>算定式=100×(1+A)×(1+B)</p> <p>A=家畜の伝染性疫病の検出率注)の減少率</p> <p>注)検出率=(家畜の伝染性疫病の発生件数)/(対象疫病の検査件数)</p> <p>B=Aにおける対象疫病の検査件数の増加率</p> <p>※Aの下限を-0.99とする。</p> <p>(1)現状(平成25～27年度の平均値)</p> <p>伝染性疫病の発生件数=7、対象疫病の検査件数=11,082、検出率=0.00063</p> <p>(2)事業実施後(平成28年度)</p> <p>伝染性疫病の発生件数=6、対象疫病の検査件数=10,920、検出率=0.00055</p> <p>A=家畜の伝染性疫病の検出率の減少率</p> <p>A=[(現状-[事業実施後])/[現状]]</p> <p>=[(0.00063-0.00055)/0.00063]=0.13011</p> <p>B=Aにおける対象疫病の検査件数の増加率</p> <p>B=[(事業実施後-[現状])/[現状]]=(10,920-11,082)/11,082=-0.01464</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度=100×(1+A)×(1+B)</p> <p>=100×(1+0.13011)×(1-0.01464)=111</p>	<p>達成度 [目標値](%)=111%</p> <p>伝染性疫病の発生件数=5、対象疫病の検査件数=11,670、検出率=0.00043*</p> <p>A=家畜の伝染性疫病の検出率の減少率</p> <p>A=[(現状-[事業実施後])/[現状]]</p> <p>=[(0.00063-0.00043)/0.00063]=0.32168*</p> <p>B=Aにおける対象疫病の検査件数の増加率</p> <p>B=[(事業実施後-[現状])/[現状]]=(11,670-11,082)/11,082=0.00530*</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度=100×(1+A)×(1+B)=100×(1+0.32168)×(1+0.00530)=139.2*</p> <p>*1-増数処理した数値を記載</p> <p>*2-実数を用いて計算後、増数処理した数値を記載</p>	1,466,399	111.0%	139.2%	125.4%	A	<p>伝染性疫病発生件数は例年よりも少なく、発生時はその都度適切な対応・指導を実施し、伝染病のまん延といった状況はなかった。各種事業の実施により都内畜産農家の衛生対策の向上が図られていると考えられる。今後も本事業を継続し、適切な飼養衛生管理を維持していくことが重要である。</p>	<p>本年度は伝染性疫病の発生件数が減少したにもかかわらず、昨年度と比較し、達成度が飛躍的に上がった。これは本事業が適切な衛生指導を行った結果だと考える。引き続き、都内畜産課への適切な衛生指導を行うとともに監視体制を維持することを希望する。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし	
III 伝染性疫病・病害虫の発生	2 養殖衛生管理体制の整備	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>近年、水産養殖業に魚病が多発しており、この対策に使用される水産用医薬品に関して残留性の観点から適正な使用が必要になっている。また、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりもあり、医薬品だけでなく、養殖現場で使用される養魚用飼料や衛生管理にも適正な指導と監視体制の整備が不可欠である。そこで、魚病発生への把握に努め、魚病に対する防疫および医薬品の適正使用を行うとともに、都内における魚病の発生・蔓延を防止し、より安全で安定した養殖生産の推進を図る。</p> <p>(目標値の考え方)</p> <p>・給餌養殖経営体数:都内の養殖組合等に加盟し、都内に養殖池をもっている養殖業者</p> <p>・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数2回(海面1回・内水面1回)</p> <p>・養殖衛生指導(巡回指導等)によるもの(30件)</p>	<p>・総合推進会議(平成29年3月13日)出席</p> <p>・内水面関東甲信ブロック地域合同検討会(平成28年11月11日)出席、太平洋地域合同検討会(平成28年10月28日)出席</p> <p>2.養殖衛生管理指導</p> <p>・指導会議実施回数 1回</p> <p>・巡回指導(海面1件・内水面26件)27経営体へ実施</p> <p>・魚病診断時における指導等</p> <p>3.養殖場の調査・監視</p> <p>(1)養殖資機材使用状況調査:平成29年3月実施</p> <p>(2)医薬品残留検査:19検体(内水面15検体・海面4検体)実施</p> <p>いずれの検体も検出限界値以下であり、食品として安全であることが証明された。詳細は別記「医薬品残留検査結果表」に示す。</p> <p>(3)薬剤耐性菌の実態調査:冷水病菌について実施。詳細は別紙薬剤感受性試験結果に示す</p> <p>5.疫病の発生予防・まん延防止対策(疫病発生対策)別紙魚病発生園のとり(疫病発生対策)魚病診断後、投薬指導等を行った。まん延防止対策指導を行った。</p> <p>養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合:90%(27/30)</p> <p>・経営体数 給餌養殖経営体数 30件</p> <p>・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数:1回(内水面 平成29年3月14日実施)</p> <p>・養殖衛生指導等を行った経営体数(実経営体数)</p> <p>・うち指導会議によるもの 9件(内水面9件)</p> <p>・うち巡回指導によるもの 27件(海面1件 内水面26件)</p> <p>・その他 魚病診断時に投薬指導等を行ったもの 1件(1回)</p>	687,000	100%	90%	90%	A	<p>指導会議、巡回指導を計画的に進めた。養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数については、長期休業中等の経営体について見直しを行ったため減少となった。</p>	<p>指導会議の開催及び巡回指導回数とともに当初計画通りに進められており、A評価は妥当と判断できる。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし	

平成28年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

都県等名 東京都

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
生 予 防 ・ ま ん 延 防 止	4 重要病害虫の特別防除等	東京都	<p>1 目的 果樹や果菜類の重要害虫であるミバエ類等が侵入した場合、早期に発見するため、輸入農産物が集積する青果市場において侵入警戒調査を実施した。調査は、都内の青果市場に誘殺トラップを設置し、月1回誘殺剤の交換を兼ねて行った。</p> <p>2 内容 (1) 調査地点 10市場(区部5市場、多摩地域5市場) (2) 調査対象害虫 ウリミバエ及びミカンコミバエ類、チチュウカイミバエ (3) 調査期間 4月から11月(8ヶ月間) なお、これらについては、都と農林水産省植物防疫所との間で取り決めてきている。このため、例年同様の調査を実施した。</p> <p>3 侵入警戒調査総回数 (1) ウリミバエ及びミカンコミバエ類 10地点×8ヶ月=80回・・a (2) チチュウカイミバエ 10地点×8ヶ月=80回・・b</p>	(ア) 侵入警戒調査実施状況・地点数 (a) 80回・10地点、(b) 80回・10地点 (イ) 対象病害虫の発見・発生状況 (a) なし、(b) なし (ウ) 対象病害虫の防除状況 (a) なし、(b) なし	74,854	160回	160回	100%	A	事業計画に基づき、着実に目標値を達成した。	警戒する病害虫のわが国への侵入防止のための調査は計画的に実施されており、該当の害虫の捕獲は認められないとの結果が得られた。これらは、当初の目標に達している。また、東京市場は全国・海外から集積し、かつ全国に出荷されることから、重要な調査地点といえる。国機関との連携もできており、今後とも連続して実施すべき事業である。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし
	4 重要病害虫の特別防除等(PPV)	東京都	<p>平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(ブラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。そこで、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等を実施する。</p>	(1)ブラムボックスウイルスの発生調査 ・調査地域:東京都内33区市町村 調査時期:5月中旬～10月下旬 ・調査対象植物:ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 (2)アブラムシの防除 ・防除地域:東久留米市(15,173㎡・ウメ615本) ・対象植物:ウメ ・防除概要:薬剤散布(バリアード顆粒水和剤を4月、モスピラン顆粒水溶剤を11月上・下旬、ウララDFを3月に使用) (3)植物の買上げ ・実施地域:青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町、東久留米市 ・本数:計 2,941本 経済樹 712本、庭木等 2,072本、苗木・植木類 157本 (4)植物の伐採及び焼却 ・実施地域:青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町、東久留米市 ・本数:計 2,909本 経済樹 712本、庭木等 2,045本、苗木・植木類 152本 (5)その他の防除対策推進に必要な経費 ・緊急防除の実施に関するリーフレットの印刷、配布:パンフレット13,000部 調査チラシ 10,000部	240,826,381	ブラムボックスウイルスのまん延防止	ブラムボックスウイルスのまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、都は国や青梅市等と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等、防除対策が適切に推進されていると評価できる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
	4 重要病害虫の特別防除等(PPV)	青梅市	<p>平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(ブラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。平成27年度より早期再植を望む青梅市に対して植物防疫法第19条第1項の規定に基づき協力指示書が交付された。このため、ウメ輪紋ウイルス緊急防除の強化対策を推進し、早期根絶、防除区域解除に向けて取り組む。</p>	(1)市町村による発生調査 ・調査地域:梅郷1丁目～6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目 二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目 ・調査時期:4月・6月・8月 ・調査対象植物:ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 (2)アブラムシの防除 ・防除地域:梅郷1丁目～6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目 二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目 ・防除時期:4月(32園地・116本)、11月(740園地・2,287本)2～3月(766園地・2,593本) ・対象植物:ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 ・防除概要:薬剤散布(コルトを4月、ウララDFを11月、2～3月に使用) (3)その他の防除対策推進 ・調査と並行し、感染が確認された植物の枝打ち 4月(62園地・82本)、6月(20園地・21本)、8月(3園地・3本)	29,944,532	ブラムボックスウイルスのまん延防止	ブラムボックスウイルスのまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、都は国や青梅市等と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等、防除対策が適切に推進されていると評価できる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
総計・総合評価					273,633,804			100.1%	A			